三　協会の財務諸表、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及びこれらに関する説明書をいう。以下この条において同じ。）、経理に関する規程その他の協会の財務に関する基礎的な情報
四　協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報
イ　法第二十条第十三項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第十七項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報
ロ　監査委員会及び会計監査人の意見
ハ　監査委員会及び会計監査人の監査又は調査の結果
ニ　協会に係る会計検査院の検査報告のうち協会に関する部分
ホ　連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人の監査報告書
ヘ　その他協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する基礎的な情報
五　法第八十四条の二第一項第三号に規定する法人に関する次に掲げる情報（次条第二号に掲げる法人にあつては、イからホまで及びワに掲げるもの）
イ　当該法人の名称、目的及び業務の概要
ロ　当該法人の組織の概要（当該法人の取締役等の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。）
ハ　協会の当該法人に対する出資額及び出資比率、協会及びその子会社から成る集団の当該法人に対する出資比率並びに当該法人の協会への配当金
ニ　当該法人の業務と協会の業務の関係及び協会との取引の概要
ホ　当該法人の取締役等であつて協会の役員又は職員を兼ねている者の氏名及び役職、当該法人の職員であつて協会の役員又は職員を兼ねている者の数、当該法人の取締役等のうち協会の役員又は職員であつた者の数
ヘ　当該法人の取締役等に対する報酬及び退職金の支給の基準
ト　当該法人の職員に対する懲戒処分に関する公表の基準
チ　当該法人の事業計画その他の業務に関する計画
リ　当該法人の業務報告書その他の業務に関する報告書の内容
ヌ　当該法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する定め及び当該体制の運用状況
ル　当該法人の財務諸表その他の財務に関する書類の内容
ヲ　当該法人の財務諸表に対する公認会計士又は監査法人の監査報告書
ワ　その他当該法人に関する基礎的な情報

（情報提供の対象となる法人の範囲）

第五十五条の三　法第八十四条の二第一項第三号の総務省令で定める法人は、次に掲げるものとする。
一　子会社
二　関連会社及び関連公益法人等

［新設］